

令和2年度第4回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年7月10日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和2年7月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 城戸 政治
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
10. 提 出 議 案

議案第10号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第11号	農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第14号	非農地証明交付申請について
議案第15号	荒廃農地の非農地判断について
議案第16号	長洲町農業委員候補者評価委員会の委員について
議案第17号	長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について
	その他

吉田事務局長

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和2年度第4回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いします。

改めましておはようございます。

皆さんも御存じのとおり、この大雨で被害が相当出とります。今日の新聞で見ますと、59名の方が亡くなっておられます。

定例会の始まる前に、皆さんで黙祷をしたいと思います。御起立をお願いします。

木原書記

御協力をお願いします。黙祷。

—黙祷—

濱北会長

御協力ありがとうございました。着席ください。

梅雨といえ、こんなに雨が降ると誰も思わなかったでしょうね。また、熊本県だけやなくて、あっちこっちひどいです。ほんとうに農家の被害、それからホテルの被害はしょっちゅうテレビであっておりますが、相当な被害だろうと思います。亡くなられた方にはお悔やみと、また、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

今から夏が来ます。暑くなります。コロナも東京はまただんだん増えてきよります。また熱中症にかからないように自己管理を十分していただき、そして、毎日の仕事を頑張っていたいただきたいと思います。

今日は第4回の定例総会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

吉田事務局長

それでは、会議を始める前に、町のほうで7月1日付で人事異動があっております。その御紹介をします。

今日、来ていただいていますけれども、今年は県民体育祭が開催される予定でした。玉名のほうが事務局として長洲町から派遣で行っていたんですが、御存じのとおりコロナ関係で県民体育祭が中止となっております。6月で事務局が閉じましたことにより、7月1日付で農林水産課に異動してまいりました鈴木です。自己紹介をさせたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木課長補佐

皆さん、おはようございます。7月1日付でこちらの農林水産課に異動になりました課長補佐の鈴木といたします。よろしく願いいたします。

説明がありましたけれども、6月30日までは荒玉地域で9月に開催予定であった県民体育祭の事務局を務めておりましたけれども、コロナの影響で県民体育祭自体が中止になりましたので、7月1日付でこちらのほうに異動となっております。

農林水産課のほうは、以前、十数年前のまだ産業振興課のときに、こちらに異動で業務をさせていただいておりました。何名かは知った顔がありますので懐かしく思っています。ただ、こちら来て数日業務を行っておりますが、農業情勢が全く当時とは変わっております。かなり勉強

吉田事務局長

することが多いと思いますので、皆様と一緒に長洲町の農業関係を盛り上げていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

すみません、よろしく願いいたします。

それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。本日の出席委員は10名中10名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することを御報告いたします。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第11号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第13号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第14号「非農地証明交付申請について」、議案第15号「荒廃農地の非農地判断について」、議案第16号「長洲町農業委員候補者評価委員会の委員について」、議案第17号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、10番石井委員、2番増岡委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

吉田事務局長

1ページです。議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の2、3ページ、受付番号は1番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、六栄小学校南側となります。

本申請は既に事業が完了しているため、追認案件になります。また、許可を受けないまま事業を行ったことに対する始末書が添付されております。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1、2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、倉庫建築となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきまして

は、既に事業が完了しているため、新たな工事等や費用は発生いたしません。

計画面積の妥当性につきましては、既存住宅隣地に倉庫を建築したものであり、既存住宅面積と申請地を合わせた面積が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業が完了しているため、特に被害を与えることはないということです。また、倉庫のため規模は小さいので、周辺農地への耕作には影響はないということでございます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は側溝へ排水ということでございます。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いいたします。

島川委員

9番島川です。たしか四十何年前から建つとつとですよ。まさかここが田とも分かりませんでした。そのまま行き止まりですので、何もよそに害を与えるというようなことはありません。御審議のほど、よろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、今の件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、受付番号1番について、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

8ページです。議案第13号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは議案第13号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、9ページが総括表となり、2020年の期間ごとの総括になります。10ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積と合わせまして今後の経営面積となります。

詳細につきましては11ページになります。賃借権9件、17筆、1万8,667㎡となっております。

簡単ですが、以上で議案第13号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。

4 ページ、5 ページです。議案第11号「農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」と、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は関連がありますので、一括して議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長

議案第11号、農地法の規定による許可後の事業計画変更申請、議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書が6、7ページ、受付番号1番と5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、腹赤小学校北側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

現地写真等につきましては、5ページ、6ページとなります。

申請理由につきましては、平成29年6月27日付、熊本県指令北農普振第8号にて、個人住宅及び通路として使用貸借権設定の農地法第5条の許可を得ておりましたが、建築確認の際に建築基準法上の接道要件を満たしていなかったため、建築確認が下りなかったということでございます。それで、新たな通路を確保するものでございます。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則として許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年8月15日より着工予定、令和2年12月31日完成予定のため、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築に伴う進入路確保に必要な面積のため、適当と判断をしております。

また、個人住宅については、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出を避けるため、流出の可能性のある箇所には土どめを設置するという事です。申請地は整地を行う程度であり、大規模な造成工事はないということです。完成後は周辺への影響はないということですが、細心の注意を払い工事を着工し、また被害が生じた場合には責任を持って対応するという事でございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については地下浸透とし、処理しきれない分は側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号1番と5番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員、4番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

入口については、申請人の両親の土地、家がありまして、その前を通過して、今度は祖父の土地の畑がありまして、その先が自分の家ということで、父親また祖父の土地に自分の家を建てるとということで、今、申請をされているようでございます。その農地を道路にということでございます。

ここにつきましては、大体、畑も周りにはあるんですけども、ほとんどが住宅地になっておりますので、別に何ら問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見を伺います。

中村推進委員

中村です。今、説明があったとおり、別に何の問題もないと思いますので、審議のほうをよろしくお願ひいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございましたが、この件について、何か御意見等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、受付番号1番と5番について、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番と5番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

12ページです。議案第14号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

議案第14号、非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めます。

議案書の12ページ、受付番号1番になります。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。説明資料の7ページに現況の写真を載せております。

<p>濱北会長</p> <p>木原書記</p>	<p>申請理由につきましては、現地は農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。土地所有者からの申請により、非農地通知書を交付するため御審議をいただくものでございます。</p> <p>以上、議案第14号の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございますか。</p> <p>場所はこれまで審議いただいていた高田とひばりヶ丘の入り口、長洲の一番端と荒尾の金山の境のあそこの山のところですか。今まで非農地をずっとし続けてきたところですか。</p> <p>ここは本来であればまとめて今までしてたところだったんですけども、ここは抵当権がかかってまして、抵当権がかかっていた場合、農業委員会で非農地にして、農業委員会だけで非農地で止めてる分には構わないんですけども、地目変更までお手伝いをさせていただいてるんです、確実に地目も田から山林に変わるように。</p> <p>抵当権とかが入ってる場合はもちろん担保ということになりますので、田から山林に変わったことによって評価額とかが前後した場合、金融機関に迷惑がかかったり、もしかすると抵当権を結ぶときの契約に何かしらあるとちょっとまずいかなと思って、今まで一括ではしてなかったです。今回、抵当権を抹消されまして申請が上がってきたので、再度しているところです。</p>
<p>濱北会長</p>	<p>誰かほかに質問ないですか。</p> <p>—ありません— の声有—</p>
<p>濱北会長</p>	<p>なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
<p>濱北会長</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定し、非農地通知書を交付いたします。</p> <p>次に進みます。</p>
<p>吉田事務局長</p>	<p>13ページです。議案第15号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。</p> <p>それでは議案第15号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。</p> <p>対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>対象地につきましては、議案書の13ページから15ページ、ちょっと多いですけども、全部で16件、19筆の1万5,530㎡となります。</p> <p>荒廃農地の非農地判断については、農地利用状況調査の結果においてB分類として判断された農地に対して、非農地通知書を発行するための御判断をいただくものでございます。なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。</p> <p>今回の対象地については、事前に所有者に対し非農地判断についての</p>

	意向確認を行い、同意をいただいている土地になります。非農地判断を行った際には、対象地は農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。なお、参考資料8から15ページに航空写真を載せておりますので御確認ください。
	すいません、一つ修正で15ページの下の写真が16番になります。そのため、16ページのほうがかぶってしまっていて、同じものが載っておりますが、要は右側の15、16がほんとうの数字です。取扱いのほうをよろしくお願ひします。
	以上で、議案第15号の説明を終わります。
濱北会長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。
	はい、どうぞ。
磯川推進委員	直接は関係なかとですけど、山林に変えよんなつですよ、畑とか田んぼとか。
木原書記	はい。
磯川推進委員	周囲に迷惑をかけよるとかはなかけんがそれはよかと思うとですけど、私的なことを言ったらですね、つくりよって、隣の田ん中が山になりよつとですね。相当、迷惑のかかりよつとですよ、長洲のほうは。そういうところはどういう状況になりよつとですか。ほんなこて、田ん中と田ん中の間に山がそこにあるという感じで荒れ放題になりよつとですよ。周囲に覆いかぶってきよるけん、木の。自分で切れって言われるなら切りたかばってん、他人の土地の中入ってから切られんけん。その辺の指摘ちゅうか、何かなかつですかね。
木原書記	非農地とかで山林に変えてしまえば、もう農業委員会からの指導とかはできなくなります。ただ、田畑の状態であれば、こちらから、強制力はないですけれども、近隣に迷惑をかけているので、雑草や枝の伐採とかをしてくださいという御協力のお願ひを出すことはできます。
磯川推進委員	全く放棄しとらすけんですね、30年も40年も。だけん、もうちょっと草ば切るぐらいのもんですたい。そこの2mぐらい切つとかと、何もかんも……。覆いかぶってきよるけんが。
木原書記	必ず整地してください、必ず田畑だから伐根してくださいとか、隣に迷惑をかけるけんて、強制力はすみませんないです。
磯川推進委員	誰が持とらすやろうか。
木原書記	地主さんがこちらにおらっさんかもしれんということでしょう。
磯川推進委員	おらっさんなら言いようのなかつです。
木原書記	それがもちろん周辺の農地であつたり住宅であつたりする場合がありますけれども、周辺が農地であれば農業委員会から、例えば、住宅に枝とか草とかがあれば、農業委員会と住民環境課と協力して協議して通知を出したりはできるんですけれども、どうしても強制力がないのでお願ひが精いっぱいです。



磯川推進委員	<p>お願いは毎年しよんなつとですか。もう、しよんなさらんという話や ったけん。</p>
木原書記	<p>相談があればこちらから出しますので、もしそれが必要であれば、場 所とかを後で教えてください。</p>
磯川推進委員	<p>なら、また後で。</p>
木原書記	<p>御相談ください。</p>
磯川推進委員	<p>分かりました。</p>
池上(章)推進委員	<p>こっちから直接言うんじゃないくて、町の委員会のほうから言ってもら えるっていうこと。</p>
木原書記	<p>そういうことです。</p>
池上(章)推進委員	<p>結局、今と一緒に、整地してあるところばちょっとつくられなしおっ とですたい。もう10年ぐらい。今までは減反の調整でしてきよったけど、 もう減反はなくなったんで作れるんだけど、今言われたように竹と木が こうきとるわけ。だから、結局、消毒は今はヘリで頼みよるけど、ただ、 ヘリも行かないような状態で断られるけんが。かといってこっちが直接 言ってどうのこうの言ってもやってくれんし。何回か行ったことはあつ けど、自分たちがどこにあるかが分からっさんとですよね、本人が。結 局、親父さんたちの時代のときにこうなってしまうとるもんだけん。 亡くなられて行ってもその場所が分からんわけですよね。だけんが、 直接、役場とか何とかから言ってもらえれば、そこを見に来たり何とか するんじゃないかなと思うんで、できればそれをやってもらえればち らは助かります。</p>
木原書記	<p>時間のあるときにまた教えてください。ただし、地目が田畑に限ります。 もし、そこが山林とか雑種地とか宅地とかであれば、農業委員会の ほうではできませんので。</p>
池上(章)推進委員	<p>区画整理しとつとこだけんが。</p>
木原書記	<p>またお時間のあるときに教えていただければ対応させていただきます。</p>
池上(章)推進委員	<p>個人的に言わなんかなと思ひよったばってん、角が立つといかんけん が。</p>
木原書記	<p>ですね。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第15号は原案のと おり決定し、非農地通知書を交付いたします。</p>
吉田事務局長	<p>次に進みます。 16ページです。議案第16号「長洲町農業委員候補者評価委員会の委員 について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
吉田事務局長	<p>議案第16号、長洲町農業委員候補者評価委員会の委員を指名する必要</p>

がありますので御審議をいただくものです。

皆様御存じのとおり、令和2年10月30日に皆様の任期満了に伴いまして、令和2年5月11日から次期農業委員会の委員の募集を行ってまいりました。

現在の状況といたしまして、農業委員会の委員、農業委員のほうになりますけれども、定数10人に対しまして10人の推薦がっております。農業委員会の委員として申し込みのあった方につきましては、長洲町農業委員会の委員の選任に関する要綱第3条に基づきます資格等の照会を行い、長洲町農業委員候補者評価委員会運営規程に基づき、評価、審査等を行う必要がございます。

評価委員につきましては、長洲町農業委員候補者評価委員会運営規程第3条の規程に基づきまして、農業委員会より農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会事務局長が委員として規定されております。

今回、濱北農業委員会会長、増岡農業委員会会長職務代理者が候補者となっておりますので、長洲町農業委員候補者評価委員会運営規程第3条のただし書きの規定に基づきまして、農業委員会会長または農業委員会会長職務代理者が農業委員候補者である場合は、農業委員会が指名する農業委員を評価委員会委員にする必要があります。

なお、土山委員、中嶋委員、嶋田委員は候補者。松野委員、濱崎委員、石井委員は推薦者となっておりますので、評価委員への御指名ができないという事になります。

本来であれば、評価委員会の開催が決定した上で評価委員の指名を行うべきと思いますが、今後のスケジュール等も考慮すると、今度の8月の定例会の総会以降での指名はちょっと遅くなってしまいますので、事前に御審議をいただきたいということがございます。

私のほうからは以上で議案の説明を終わらせていただきたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。委員の指名については大淵委員と島川委員のみになりますが、よろしいでしょうか。

吉田事務局長

要は、今、推薦者とか候補者本人になつとるけん、残りの枠でいくと大淵委員と島川委員が評価委員のほうになれることとなりますので、ここで御審議をいただきたいということがございます。

濱北会長

それでよろしゅうございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございます。

木原書記

よろしく願います。

濱北会長

それでは、農業委員候補者評価委員会委員に大淵委員と島川委員を指名いたします。

次に進みます。

17ページです。議案第17号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長

議案第17号、長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員を指名する必要がありますので、御審議いただくものです。先ほどは農業委員会の委員さんだったんですが、今回は推進委員さんの分となります。

こちらの議案も同様に、令和2年5月11日から次期農業委員会の農地利用最適化推進委員の募集を行ってきました。現在の状況といたしまして、腹赤区域3人、六栄区域3人、長洲・清里区域2人の定数に対しまして、同数、全員の推薦及び応募が上がっております。

農業委員会の農地利用最適化推進委員として申し込みのあった方につきましては、長洲町農業委員会の農地利用最適化推進員の選任に関する要綱第4条の規定に基づきます資格等の照会を行い、同規定の評価、審査を行う必要がございます。

評価委員につきましては、規程第3条の規定に基づきまして、農業委員会会長と農業委員会会長職務代理者、それと農業委員、農業委員会事務局長が委員として規定されております。

この規定に基づきまして、濱北農業委員会会長、増岡農業委員会会長職務代理者には、評価委員をお願いしたいと思っております。なお、濱崎委員は農地利用最適化推進委員に応募されておられますので、今回の評価委員への指名はできません。その他の委員の中から2名を指名していただけたらということで考えております。

以上、議案第16号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。委員の指名につきましてはいかががいたしましょうか。何かないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

皆さんから特にないようでしたら、議長が指名してよろしいですか。

—はい の声有—

濱北会長

それでは、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員に、土山委員、中嶋委員を指名いたします。皆様よろしいですか。

—はい の声有—

濱北会長

ありがとうございます。それでは、土山委員と中嶋委員を指名いたしましたので、私と増岡委員、土山委員、中嶋委員が候補者委員になります。よろしいでしょうか。

—はい の声有—

濱北会長

ありがとうございます。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、何か質問等はございますか。

土山委員 3番の土山です。堤ちゅうかため池のパトロールはいつかしたっかな。国から来とったっだろう、してくれて。したね。

馬場補佐 パトロールはされてます。

土山委員 した。何か所ぐらいやった、全部で。町のため池。

馬場補佐 ため池自体は61か所。

土山委員 61か所。

馬場補佐 ため池の届出をしているのは、数か所はまだできていないということだったんですけど、59か所ぐらいは届出はされているみたいです。

土山委員 59か60ぐらい。そんなめ池には管理者がおっとやろう。

馬場補佐 その届出をするときに、地元の行政区、もしくはその水利組合のほうに聞き取りを行って、こういう内容で提出しますというものに基づいて届出をしているので、その一覧表はちょっとまだ作れてないんですけれども、届出の写しはあるので、それで……。

土山委員 1回調査しとっとたいね。

馬場補佐 現地のほうに行って調査をしています、全部。

土山委員 それで調査の後、4日から雨の続いとるたい。それで、ちょっと傷んどるところのあるけん、その後をあと1回見らないかんよ。

馬場補佐 その後は、よければ届出をしてもらったほうが見に行きやすいです。

土山委員 言うたがよか。そうね。被害が遭ったところば。

馬場補佐 今後被害が出てくる可能性があるため池とか、もう既に被害が出ているため池があれば、農林水産課のほうに伝えていただければ対応できると思います。

土山委員 すぐ見に行く。

馬場補佐 今、大雨が続いてて雨が降ってなくても水位の上昇があるところもありますので、排水機場を主に対応しているところではありますが、ただ、職員はほかにもいますので、現状を見に行くことは可能ですので、農林水産課のほうに届出てもらえればと思います。

吉田事務局長 ちなみに、何かどこか不安なところがあるんですか。

土山委員 梅田の保全隊に堤が3つあっとたい、堤が。

馬場補佐 西と東と海老ヶ浦ですね。

土山委員 うん、西と東と海老ヶ浦。昨日も朝から雨の後のパトロールしたったい。そしたら、東の堤が今年補修をする予定のところの裏側がべってね。

馬場補佐 内側ですか。

土山委員 内側ちゅうか外側。内側は補修ばしようかと思うとったたい、今年は。なけなしの予算で少しずつ。ちっとずつ毎年少しずつしかされんけん。道路とかもせなんけん。ほしたらところが、昨日パトロールしたらべって、そこから水が漏れようっちゃん、じゃんじゃん。中干しした後が足らんかもしれんけん、どがんかなと思ってね。

馬場補佐 応急で土どめとかは。

土山委員 土どめとかばされる状態じゃなかろう。内からせんと一緒やん、外側

吉田事務局長 ばっかつ止めたっちゃ。まあ、1回見てみて。

吉田事務局長 そうですね、ちょっと確認します。下に民家とかがあつとじゃなかで  
すか。

土山委員 民家はなか。田んぼ。

馬場補佐 民家はないです。

土山委員 東の堤たい。

馬場補佐 東ですね。だから真ん中ですたいね。西、東、海老ヶ浦だから真ん中  
ですね。

土山委員 真ん中、そうそう。ほかにもまだあるかもしれんよ、よそに。堤が60  
か所もあんなら。1回見とったがよかよ、早めに。

吉田事務局長 一応、今回ため池法の改正で、町のほうで調査をかけとつとは、四六  
時中、町が60か所行けるわけなかけんですね、管理者等を特定した上で、  
基本は管理者となる方に見てもらおうと。ただ、何かあった場合は、当然、  
土山委員が言いなはったごて、町に連絡してくださいと。なかなかずつ  
と町の職員が60か所を定期的に回ることはできないので、何かあったと  
きは連絡いただければと思います。そのときには対応したいのと、今日  
はせっかく皆さんも来られてますので、今大雨の中で、小さいところで  
農地のへりが崩れたりとか出てます。私たちも定期的に巡回とかはして  
いるのですが、どうしても全て見れませんので、もし何か見かけたりと  
かした場合は、御連絡をお願いします。数が集中するとなかなか職員も  
全て対応できないところもあるんですが、できれば多くの目で見ていた  
だいて、ここ水が漏れようばいとか、崩れとるばいというところがあれば  
御連絡いただければと思いますのでよろしくをお願いします

土山委員 それとあと一つ。今、農地パトロールしよったいね。ほっで、地目は  
畑か田になつとったいね、ほとんど。備考欄に宅地とか駐車場とか道路  
とか書いてあろうが。あれは全部無断転用やなかつね、はっきり言うて。

木原書記 その可能性が高いと思います。

土山委員 宅地とか？ばしたっちゃくさい、どがんしようもなかない、無断転用  
なら無断転用でせんなら。そいで、島川さんが先に言わした宮野のあそ  
こ、40年前から小屋になつとったって言うたろう。

島川委員 40年ぐらいなつとるなら、じいさんがしとるなら分らんとよ。いつ  
建ったか分らんとよ。

土山委員 本人は分らんかもしれんよ、今の住んどるもんな。その親がしとる  
こっちゃけん。親は自分の土地に小屋ば建てて、おれがよかごつたいと  
いう感じでしとらすかもしれんたい。そこんともはっきりせんとでけん  
とやなか、あれは。

木原書記 ただ、今回の4条の追認なんですけれども、昭和49年ぐらいに実際は  
許可が取ってあつたんですよ。申請が出ていたんです。だけん、何かし  
らの目的から、うちには許可書もなければ今回のように倉庫が使用目的  
だったとか、目的も分からないんですけれども、当初許可は取ってあつ

土山委員  
木原書記

たんですよ。

農地転用はしてなかったわけ、その土地は。

いや、農地転用の申請は出てたんですよ。ただ、登記が変わってなかったというのがまず第1点なんですよ。本来、もし当時の許可書の使用目的が倉庫であれば、転用申請かけずに地目変更できるんですよ。ただ、さすがに昭和40年台なので、本人も持ってなければうちにも残ってなかったんですよ。なので、もう1回申請するしかないんですよ。こういうのも何個かあるんです。確かに無断転用だろうというのがあるのはもう……。

土山委員  
木原書記  
島川委員  
木原書記  
島川委員

それは何で分かったんですか。

受付台帳だけ残っていましたが、受付簿だけに。

本人は知らっさんと。出しとっていうならね。

覚えとらっさんだったです。だから本人が多分……。

あそこに家を買ったとき、地主さんとのあがんとでしとらすけんね。俺はてつきり家だけ申請すつとかなと。税金の安うなっじゃん、田んぼにしとくと。

木原書記

あそこは、実際は家が今回の申請者やったんですよ。今回申請が上がっている倉庫は兄弟の持ち物やったですよ。

島川委員  
木原書記

ああ、違うと。

はい。だけん、分割でどっちも申請で上がったんですよ。何が理由かは分かりません。家と倉庫か家と家かもしれんですけん。兄弟で家を建てるために。今回の倉庫だったところの兄弟の分は、こっちにおらっさんということで、時効取得ばされたっですよ。そしたら農地だったって。

土山委員  
木原書記

ああ、それで分かったわけたい。

はい。だけんがというところで、司法書士の先生が「ちゃんと地目ば替えておきなっせ」と言われて、農業委員会にきなさったと。それで、いろいろと調べていたら、確かに分けられたときか買うたときかに許可が取ってあったという受付だけあったんですよ。許可番号と。

土山委員  
木原書記

受付だけ。

受付と許可番号もあったので必ず許可は下りてたんです。ただ、許可書の控えもなければ目的も分からなかったんです。なので、もう1回申請するしかないんですよ。法務局は許可証がない限りは駄目なので。だけん、今皆さんにお配りしている台帳で、農地、宅地になっているところが確かにあります。多分、大半は無断転用かもしれませんが、もしかするとそういうのがなきにしも……。

土山委員  
木原書記

そがんとははつきりせんなんとやなかつ、分かるとるぶんだけでも。

それば洗い出しはしてみたいとは思うけれども、なかなか多いけんですな。

土山委員

長洲地区は70筆ぐらいあんね。長洲は多かね。

木原書記	長洲は多かと思えます。
土山委員	面積は少ななかかもしれないけど、70筆よ。おどま5, 6筆ばってんが、70筆やけん。何かせんなら。
濱北会長	長洲はそがんだか。
土山委員	多か。70筆ぐらいある。
木原書記	小ちゃいところですよ。
土山委員	小ちゃなところはそのくらいある。1枚は1枚じゃけん。
吉田事務局長	まあ、そういうところで疑わしきところは少しずつ調べていきましょか。
土山委員	ち一とずつでん調べていかんなら。何十年も経ととただけん、ずとと、そんなまにして。
吉田事務局長	要は本人さんの土地やけん、確認しととですけど、なかなか今言ったことが分からんでしとらす人がいっぱいおらすけんですね。気づいたところは事務局のほうでも極力調べますので、委員さんのほうからも、ここはというところがあれば教えてください。
土山委員	しかし、それは農地でカウントしよるわけやろ。地目が畑なら農地でカウントしよるわけやろう。
吉田事務局長	はい、地目で拾ってくるけんですね。
濱北会長	そうすると、何回も聞くばってん、地目が変更になつたらんのに家ば造ってですたい、土地は畑になつとって、税金はちゃんと払いよつとだろわか。
木原書記	税金は、例えば4条、5条とかで家建てますとなるじゃないですか。そしたら、税務課のほうとも連携してますので、転用の許可が下りた瞬間に一旦農地ではなくなるので、農地課税から宅地介在田に、宅地よりはもちろん安いですが、税の科目が変わります。その後、地目は変えんでも家が建てば固定資産の評価のために必ず家に税務課が行きますので。
土山委員	ああ、そのときに分かる。
木原書記	はい。その時点で税務課は宅地課税に変えます。ただ、その後に地目変更をしとらすかどうかは税務課がするわけではないので。
土山委員	しぎゃ行かなんとだろたい。さっさんなら終わりたい。
木原書記	はい。ただ、今は多分前より厳しいというか、きっちりしていて、もちろんみんな金融機関からローンを借りますので、金融機関がちゃんと通路と宅地とないと担保に入れられんけんが、多分その確認はさすとかなと。あと、建物登記もしにいかなんけんですね。だけん、そこはちゃんとなるのかなど。
	転用も、ここで4条、5条の審議が上がってきたやつで、皆さんから議決いただいた分については、もう税は宅地介在田に変えます。だけん、農地の課税とは変わります。
	さっきの非農地化もそうです。ここだけで非農地にしても税務課は田畑としか分からないので、全部の地目を何でもきれいにそろえよう

大渕委員

というところで、私たちのほうで地目変更までお手伝いしている。ただ通知書だけやって、山林に地目変更しに行かっさんかったらそれまでなんですね。それと一緒にですね。

ちょっとよか。さっきのため池の件でちょっと。今度、区長になったもんだけん。よか幸いで、農業委員会で言うてよかこつかどうか分からんけれども、ちょっと尋ねます。

さっき、田を作ってあるところも、隣から山がこうなつとる。下も、田ん中も作られんぐらい茂つとるわけです。池もそんなふうなところがあるんですよ。池の周りに大木がこう来て、寄ってしもうて、古木になって枯れこんで、枯れ木が池に落ち込んどるわけ。区役でしようと思っても、重機も何もされん。そういうときは、どういう修理を——町からも少しは予算とかが。区だけでせやんもんじゃろうか、どげんじゃろうかちゆうて思案しよるわけ。前の区長さんも、課題がそのまま。続けて今、池が、去年もちょっと水漏れしたもんだけんが、あふれ出ようとしたもんだけんが、急遽、雨が降るときに工事しとるわけ。そこに古木が倒れ込んどるもでけんけん、そういうときどこまで言っているのかなと思つてから。

吉田事務局長

おそらくその案件はこの前、前の区長から話を頂いています。ちょっとまだ、今、災害等の対応もしているんで。近日中に行く予定にはしてありますので、今からどういった形でやっていくのかというのを話合いできればと思います。

今、大渕委員が言われたように、町内のため池で水利組合があったとか何とか村共有で管理されていたといったため池が管理されていない状況です。普通、前は太か木になる前に切りよんなったんですよ。それがもう太くなって倒れて崩れてというケースがあちこちあります。

大渕委員

年に1回、池の掃除が……

吉田事務局長

池さらいばしよんなったでしょう。昔はですね。

大渕委員

それに関連した人とかが区役で来て、水路ば全部掃除しよんなったけん、ある程度、古木なんかは切り倒して川を流すようにしてたんですけど。

吉田事務局長

国がため池法ば今回改正したのもまさにそこにあつて、管理する人がおらんごとなりよつとですよ。だけん、今、管理されている人だろうということで、今、区とか水路組合が多いんですけど、それを特定させるというのがまず一つです。

それと、調査をかけて、今後じゃあそれをどう管理していくかというところをちょっとまた検討していかんなんところがあります。

それで、どうしてもやっぱり、これは行政だけではできない話になりますので、ほんとうにどうしていくのかを今、管理者と位置づけられている方と話をしていけないといけないとともに、今、大渕委員が言われた、もう崩れかかりよるところもあつとですたいね。だけん、そういっ



たところをどういったやり方でやっていくのかというのは、確認しながらやっていかなきゃいけないかなど。

そういった意味でも、さっき言った地元にそういうため池があったりした場合は、町のほうでも調査をかけられるところはしますけど、確認していただいて、「これは」と思ったところは、御相談していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

濱北会長

何かほかにはないですか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、事務局のほうから連絡事項を。

(その他事務局説明)

1. 定例会の日程について
2. 農地利用状況調査と活動日誌について
3. 農地利用推進大会について

濱北会長

以上で全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第4回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会（終了 午前11時04分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印